

ふるさと創生拠点ハイスクール拡大事業
コーディネート・プロモーション強化業務
公募型プロポーザル募集要項

令和7年3月3日

徳島県教育委員会
教育創生課

目 次

1	目 的	1
2	業務概要	1
3	応募に関する条件等	2
4	応募方法	3
5	事業者の選定	5
6	契約締結	6
7	留意事項	6
8	担当窓口	7

(別 表) 評価項目及び評価基準

1 目 的

徳島県（以下、「県」という。）は、人口減少が急速に進む地域の高校の魅力化や活性化を通じた地域の新たな活力の創出を目的とし、徳島県立海部高等学校（以下、「海部高校」という。）を指定校として「ふるさと創生拠点ハイスクール拡大事業（以下、「本事業」という。）」に取り組んでいる。

本事業では、海部地域の豊かな資源を生かした学習活動やグローバル教育等を中心とした活動を展開し、グローバルな視点を有した地域人材を育成するとともに、地元はもとより県内外から生徒が集う学校づくりを進め、高校を核とした新たな人流を創出することを目指している。そこで、本事業の円滑な推進を図るため、コーディネーター及びプロモーションの強化を目的とした業務委託を行うものである。

2 業務概要

(1) 業 務 名 ふるさと創生拠点ハイスクール拡大事業
コーディネーター・プロモーション強化業務

(2) 選 定 方 式 公募型プロポーザル

(3) 業務実施形態 委託業務

(4) 業 務 内 容

① コーディネーター業務

- ・海部高校における課外活動や地域活動の活性化支援
- ・海部高校における魅力的な教育活動の企画・運営
- ・海部高校への県外生の受入れ体制の整備・運営

② プロモーション業務

- ・海部高校の魅力の効果的な発信
- ・海部高校の体験入学等の参加者募集

③ その他

- ・本事業の推進に関係する業務
- ・本事業の推進に効果的と思われる提案
- ・本事業に関係する会議等への出席

※詳しくは、「ふるさと創生拠点ハイスクール拡大事業コーディネーター・プロモーション強化業務仕様書」によるものとする。

(5) 業 務 期 間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(6) 見積上限価格

見積上限価格は、6,605,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※上記金額は、見積上限価格であって契約額ではない。

※県の令和7年度予算が成立しなかった場合や国の交付金の採択状況等によっては、本業務の一部又は全部を実施しない場合がある。

(7) スケジュール

日 程		内 容
令和 7年	3月 3日 (月)	募集の公告及び募集要項の公表
	3月 7日 (金)	質問書の提出締切
	3月13日 (木)	参加申込書の提出締切
	3月24日 (月)	企画提案書の提出締切
	3月 下旬	企画提案選定委員会・選定結果通知
	4月 月上旬	契約

※スケジュールは前後する場合がある。スケジュールの変更については、県ホームページにて周知する。

※企画提案選定委員会の開催日については、別途、参加者へ連絡する。

3 応募に関する条件等

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであることを条件とする。

- ① 徳島県内に本店、本部又は支店、支部等を有していること
- ② 提案事項を的確に遂行できる能力を有する者
- ③ 法人等及びその代表者が次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっている者

ウ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある団体

エ 民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

カ 破産法(平成16年法律第75条)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

キ 法人税、法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者

ク 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

ケ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

- a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者
- コ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当で無いと認められる者

4 応募方法

(1) 応募書類等の提出先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
 徳島県教育委員会 教育創生課 魅力創生担当
 電話 (088) 621-3153
 ファクシミリ (088) 621-2880
 E-mail kyouikusouseika@pref.tokushima.lg.jp

(2) 参加申込書の提出

当プロポーザルへの参加を希望する者は、次の表-1に示す提出書類(各1部)を提出すること。ただし、書類は製本せず、着脱可能なクリップ等でまとめること。

表-1

提出書類	様式
参加申込書	第1号
参加者の概要	第2号
法人登記簿謄本 (法人格を有しない場合は、これに類するもの)	
定款又は寄付行為 (法人格を有しない場合は、これに類するもの)	
直近の決算又はこれに類するもの	

① 提出方法

持参又は郵送(郵便、宅配便等)とし、郵送の場合は、簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。

なお、郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

② 提出期限

令和7年3月13日(木)午後5時まで(必着)

③ 参加辞退

参加申込書の提出後に当プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和7年3月24日(月)午後5時まで(必着)に、辞退届(様式第6号)を提出すること。

(3) 企画提案書の提出

次の表－２に示す提出書類を提出すること。任意様式の書類については、原則としてA4（A3折り込み頁の挿入可。）とし、文字の大きさや見やすさに留意して作成すること。

提出部数は、正本1部、副本5部とし、正本については、製本せず、着脱可能なクリップ等でまとめること。

なお、提出された企画提案書の記載内容の変更及び追加については、原則として認めない。

表－２

提出書類	様式
企画提案書	第3号
業務計画書	第4号
参加者の概要が分かる資料（パンフレット等）	任意様式

① 提出方法

持参又は郵送（郵便、宅配便等）とし、郵送の場合は、簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。

なお、郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

② 提出期限

令和7年3月24日（月）午後5時まで（必着）

(4) 質問及び回答

質問は、質問書（様式第5号）により行うものとする。

なお、原則として当該業務に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとし、審査に関する内容については受け付けない。

① 提出方法

電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。

なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

② 提出期限

令和7年3月7日（金）午後5時まで（必着）

③ 質問への回答

質問内容については、電子メール又はファクシミリにより回答するとともに、令和7年3月10日（月）までに、県ホームページにも掲載する。

5 事業者の選定

県は、企画提案選定委員会を設置し、プレゼンテーションを伴う企画提案書の審査を行い、別表「評価項目及び評価基準」に基づき、事業者を選定する。

- (1) 企画提案選定委員会の開催
 - ・令和7年3月下旬にオンラインでの開催を予定しており、日時及び場所等については、応募者へ別途通知する。
 - ・企画提案選定委員会を欠席した応募者は、当プロポーザルを辞退したものとみなす。
- (2) 企画提案選定委員会の概要
 - ・審査会場（オンライン）への入室は、各応募者あたり2名までとする。
 - ・応募者は15分以内でプレゼンテーションを行い、その後、企画提案選定委員が質疑を行う。
 - ・プレゼンテーション審査において、事前に提出された企画提案書に記載していない提案内容を追加することは認めない。
 - ・質疑に対しては、その場で応答するものとし、審査終了後の回答や説明資料の提出は認めない。
- (3) 事業者の選定
 - ・企画提案選定委員会は、企画提案選定委員の評価に基づく総合得点が最も高い応募者を選定事業者とし、県に報告する。
 - ・総合得点が最も高い応募者が複数ある場合は、その中で見積金額が最も低い者を選定事業者とする。
 - ・応募者が1者だけの場合は、選定委員会の意見を踏まえ、総合的に適否の判断を行う。ただし、適の判断を行う場合は、評価基準の合計点の平均が60点以上でなければならない。
- (4) 選定結果の通知
 - ・選定結果は、辞退者を除く応募者全てに対して文書によって通知するとともに、県ホームページにて公表する。

6 契約締結

(1) 契約手続

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として県と契約予定者が協議を行い決定し、改めて事業計画書及び見積書を徴して契約を締結する。

(2) 契約概要

地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。

(3) 契約金額

選定事業者の見積価格とする。

7 留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、参加申込書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものととする。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

応募図書著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において、公表及びその他県が必要と認めるときには、県は選定事業者の確認を得た上で、選定事業者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の客観的評価の公表以外に使用しない。

なお、提出書類は返却しない。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(6) 失格要件

以下に掲げるア、イのいずれかに該当する場合は、その応募者は失格となることがある。

ア 各法令等に適合しないことが判明した場合

イ 提案価格が募集要項で示す見積上限価格を超過している場合

(7) 無効要件

以下に掲げるアからエのいずれかに該当する場合は、その応募者は無効となることがある。

ア 本プロポーザルに関し、審査委員会の委員に、直接、間接を問わず接触を求めた場合

イ 参加資格要件を満たさない場合

ウ 提出書類に関して、次のいずれかに該当する場合

- ・提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ・様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ・虚偽の記載がある場合

エ その他、企画提案選定委員会が不適切と認めた場合

8 担当窓口

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会 教育創生課 魅力創生担当

電話 (088) 621-3153

ファクシミリ (088) 621-2880

E-mail kyouikusouseika@pref.tokushima.lg.jp

(別 表)

評価項目及び評価基準

次の1から4の評価項目及び評価基準点で実施し、評価点を算出する。
委員1人当たりの持ち点は100点とする。

1 業務内容の理解度に関する評価

視点	事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。	評価基準点				
		優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	「ふるさと創生拠点ハイスクール拡大事業」の内容を理解し、目的に即した有効な提案がなされているか。	10	8	6	4	2
小 計		/ 10点				

2 提案内容の実効性に関する評価

視点	提案内容が具体的で説得力があり成果が期待されるものであるか。	評価基準点				
		優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	課外活動や地域活動の活性化支援を確実に実施できるか。(業務計画書の1(1))	15	12	9	6	3
(2)	魅力的な教育活動の企画・運営を確実に実施できるか。(業務計画書の1(2))	15	12	9	6	3
(3)	県外生の受入れ体制の整備・運営を確実に実施できるか。(業務計画書の1(3))	10	8	6	4	2
(4)	魅力の効果的な発信を確実に実施できるか。(業務計画書の2(1))	15	12	9	6	3
(5)	体験入学等の参加者募集を確実に実施できるか。(業務計画書の2(2))	10	8	6	4	2
(6)	本事業の推進に効果的と思われる提案があるか。(業務計画書の3(1))	とても良い 5		良い 3	なし 0	
小 計		/ 70点				

3 業務遂行の確実性に関する評価

視点	業務を確実に遂行できる体制及び実績があるか。	評価基準点				
		優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	委託業務を確実に遂行できる組織体制、経営状況があるか。(業務計画書の4・会計書類等)	10	8	6	4	2
小 計		/ 10点				

4 経費の妥当性に関する評価

視点	経費の収支計画が企画提案の内容に対し、適切なものであるか。	評価基準点				
		優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	業務計画の内容と収支計画の整合性が図られているか。(業務計画書の5)	5	4	3	2	1
(2)	収支計画の見積は安価であるか。	配点			5	
小 計		/ 10点				
合 計		/ 100点				

(別 紙)

収支計画の採点方法

提案額に差がある場合は、得点差を付けることが妥当であるため、5段階評価をせずに、次の計算方法により得点を付ける。(評価項目4経費の妥当性に関する評価の(2))

<計算方法>

- 1 見積上限価格内で、最低額での提案があった応募者を5点とする。
また、応募者が1者であった場合は、見積上限価格内であれば5点とする。
- 2 その他の応募者については、次の計算式で得た得点とする。

$$\text{配点 (5点)} = \text{配点} \times \frac{\text{提案額} - \text{最低提案額}}{\text{見積上限価格}} \quad ※\text{小数点第一位を四捨五入}$$